

平成 2 5 年度事業計画

社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会

平成25年度

事業計画

◎事業方針

近年、少子高齢化が急速に進行し家族形態の変化や個人の価値観・ライフスタイルの多様化などにより、人々の連帯意識が希薄化してきており、地域社会において、様々な福祉課題や生活課題が生じております。

本会では共に支えあい、助けあいながら、安心して暮らし続けることができる”向こう三軒両隣り”の地域社会の実現を目指して、計画的・包括的に地域福祉を推進する「第2次宇都宮市地域福祉活動計画」を策定し推進してきたところです。この計画が平成24年度で終了することから、宇都宮市の「第3次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」との整合性を図り、本会の「第3次宇都宮市地域福祉活動計画」を策定いたしました。本会におきましては、地域福祉推進の中核的組織として、地域の様々な福祉課題に向き合い、この計画に基づき行政や関係機関・団体等の協力をいただきながら、より一層の地域福祉の発展に尽力してまいります。

また、本会が実施している介護保険事業及び宇都宮市から受託している指定管理施設等につきましては、厳しい状況下ではありますが更なる経営安定化・効率化に努めサービスの質の向上を図り効果的な運営を行います。

◎事業概要

1. 福祉のこころをはぐくむ人づくり

(1) 福祉のこころの醸成と交流活動の促進

地域社会の中で、誰もが手助け・見守り・声かけなどを自然に行えるよう、様々な啓発活動・交流活動を促進し、相互の理解を深めながら福祉のまちづくりを推進します。

(2) 福祉に関する人材の育成と共育の推進

誰もがやさしさや思いやり、お互いを尊重する気持ちをはぐくめるよう、出前福祉共育講座やボランティア養成などを開催し、福祉に関する人材の育成と福祉共育の推進に努めます。

2. 安心して暮らせる仕組みづくり

(1) 社会参画の推進

誰もが心豊かに生きがいをもって自立した生活が送れるよう、仲間づくりや生きがいづくりなどの支援を行い、社会参画の機会を確保します。

(2) 情報提供体制の充実

多様な福祉サービスの中から、適切なサービスが受けられるよう、福祉に関する情報発信や相談機能を強化し、情報提供体制の充実を図ります。

(3) さまざまなニーズに応じたサービスの提供

住み慣れた地域や家庭で自立した心豊かな生活が送れるよう、様々なニーズに応じた福祉サービスの提供の充実を図ります。

3. 地域で支えあうまちづくり

(1) 共に支えあう地域づくり

地域における生活課題に柔軟に対応できるよう、多様なネットワーク機能を充実させ、地域住民が共に支え合う地域づくりを推進します。

(2) 市民の主体的な地域活動への支援

誰もが地域福祉の担い手として、地域福祉活動を継続的に行えるよう、地域住民の自発的な活動への支援を充実させ、地域が一体となった地域福祉活動を推進します。

4. 介護保険事業の推進

介護保険法に基づき、心身の状況に応じた介護サービスを提供するとともに、より一層の介護サービスの質の向上に努め、適切に介護保険事業を推進します。

5. 指定管理施設等の管理・経営

指定管理施設について、利用者、市民から評価が得られるようサービスの質の向上に努めるとともに、施設の設置目的に沿った運営を行い、より効果的・効率的で適切な管理運営を行います。

また、宇都宮市及び栃木県社会福祉協議会からの受託事業については、その事業の目的に基づき適切な事業の実施に努めます。

◎具体的な事業

1. 福祉のこころをはぐくむ人づくり

(1) 福祉のこころの醸成と交流活動の促進

基本施策 / 事業	内 容
①赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動の推進	地域のやさしさや思いやりを届ける運動である赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金への理解促進を図り、募金活動を推進することで、県内の福祉施設・団体、本会が実施する地域福祉事業、又は市内の福祉施設・団体が年末年始時期に実施する事業等を支援します。
②やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進協議会支援の充実	市民及び事業者等が協力して、高齢者・障がい者及び児童をはじめとするすべての市民が様々な社会活動に参加できるよう、啓発事業などに取り組み、やさしさをはぐくむ福祉のまちづくりの支援の充実を図ります。
③宇都宮市民福祉の祭典支援の充実	市民が参加し、交流するふれあいの場を通じて、福祉への理解と「共に生きる」地域の連帯感を深め、誰もが安心して笑顔でいきいきと生活できる福祉社会の実現を目指し、宇都宮市民福祉の祭典支援の充実を図ります。

(2) 福祉に関する人材の育成と共育の推進

基本施策 / 事業	内 容
①ボランティア養成の充実	ボランティアを始めるきっかけづくりの講座などを開催し、ボランティアへの理解の促進やボランティア活動への参画を推進し、地域で幅広く活動するボランティア養成の充実を図ります。
(ア) ボランティア体験プログラムの実施	エコキャップ運搬等ボランティアの体験を行います。(毎月1回/年12回)
(イ) ボランティア入門講座の開催 (ぼらんていあSaturday)	ボランティア活動への興味・関心から始まる入門講座を開催します。(7月、12月、1月/全3回)
(ウ) 学生ボランティアの養成 サマーボランティアスクール	高校生から大学生、専門学校生を対象としたボランティアスクールを開催します。(7月、8月/全3回)
(エ) 災害ボランティア養成講座	災害ボランティアを養成するための講座を開催します。(6月/全5回)
(オ) 傾聴ボランティア養成講座	傾聴ボランティアを養成するための講座を開催します。(9月/全4回)
(カ) コミュニティフレンド養成講座	障がいのある方の社会参加を促進するため、障がいのある方との社会参加、また余暇を共にすることで、社会との接点を広げ多くの人との関わりを広げる活動を支援するボランティアを養成するための講座を開催します。(H26.3月/全2回)
(キ) MIYAサンタクロースプロジェクト 【新規事業】	市内の高齢者・障がい者・児童福祉施設等に対して、サンタクロースを派遣するための「サンタクロースBANK」の設立と併せて、サンタクロース養成講座を開催し、講座修了生のための登録制度を設け、福祉施設等に対してサンタクロースを派遣する。
(ク) 福祉共育サポーター養成講座	福祉共育サポーターを養成するための講座を開催します。(H26.2月/全4回)
②出前福祉共育講座の充実	障がい当事者団体やボランティアグループとともに、車いすやアイマスクなどを用いて出前福祉共育講座を開催し、障がいの理解と福祉活動への参画を推進します。
(ア) 出前福祉講座連絡会の開催	講師・アシスタント等を含めた連絡会を開催するとともに、出前福祉講座のプログラム開発に取り組みます。(年2回)
(イ) 福祉共育、ボランティア推進 フォーラムの開催	福祉共育やボランティア活動の推進を図ることを目的に、推進フォーラムを開催します。(年1回)
(ウ) 福祉共育副読本、DVD作成事業 【新規事業】	障がい当事者団体の協力を得て、学校や地域で活用できる「福祉共育副読本」と障がいの理解と啓発のための「DVD(視覚・聴覚・身体障がい)」を作成します。

2. 安心して暮らせる仕組みづくり

(1) 社会参画の促進

基本施策 / 事業	内 容
①老人クラブ支援の充実 【新規事業】	おおむね60歳以上の方々が、自治会など集まりやすく活動しやすい単位で構成し、それぞれのクラブごとに仲間づくり、生きがいづくり、健康づくり、地域活動などを行う老人クラブ活動支援の充実を図ります。
②老人福祉センターの機能の充実	60歳以上の市民を対象に各種相談、健康増進事業、趣味などの教養講座等を実施するほか、福祉に関する情報の提供を行いながら各老人福祉センターの機能の充実を図ります。 ・ことぶき会館 ・ふれあい荘 ・やすらぎ荘 ・すこやか荘 ・上河内
③障がい福祉施設機能の充実	障がいのある方からの各種相談、また日常生活訓練、教養講座等を行いながら、各地域活動支援センターの機能の充実を図ります。 ・雀の宮作業所 ・若草作業所 ・障がい者福祉センター
④地区福祉まつり支援の充実	地区社会福祉協議会が関係機関・団体と連携・協働して開催している地区福祉まつり事業の開催費用の一部を助成します。 (5年間まで・1回あたり50,000円以内)
⑤男性高齢者調理講習会事業の充実	地区社会福祉協議会が開催している、おおむね65歳以上の男性高齢者を対象とした男性高齢者調理講習会の事業費の一部を助成します。 (材料費及び講師謝礼金等の合計額の1/2)

(2) 情報提供体制の充実

基本施策 / 事業	内 容
①総合相談センター事業の充実	市民の抱える生活・福祉問題等の様々な心配ごと、悩みごと等の相談に応じられるよう相談窓口を開設します。 開設日 月曜日～金曜日 開設時間 9:00～15:00 身近な場所で相談受けることができるように、各老人福祉センター等で月1回巡回相談を開設します。
②地域福祉に関する広報・周知・啓発等 情報発信の充実	市民の福祉活動への参画を促進するため年4回「社協だより」を発行し、福祉に関する情報の提供や福祉に関するイベントなどを紹介するとともに、ホームページを随時更新し、地域住民に向けた広報・啓発活動の充実を図ります。 また、地域住民に地区社協活動状況の紹介や地域の福祉に関する情報を提供するために、各地区社協が発行する地区社協だよりの発行費用の一部を助成します。 (年1回・発行費の1/2)

(3) さまざまなニーズに応じたサービスの提供

基本施策 / 事業	内 容
①権利擁護センター(あすてらす)事業の 充実【県社協委託事業】	認知症や知的障がいなどの理由により判断能力が十分でない方を対象に、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、本人との契約に基づき、生活支援員が福祉サービスの利用援助や金銭管理などを行い、地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、権利擁護と自立生活の促進を図り、権利擁護センター(あすてらす)事業の充実を図ります。 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理サービス ・書類等預かりサービス ・一般相談 月曜日～金曜日 9:00～16:00
②地域福祉権利擁護システム整備 モデル事業の実施【県社協委託事業】	認知症や知的障がいなどの理由により判断能力が不十分な方々の権利を尊重するため、成年後見制度を活用した権利擁護システムの整備を図るためのモデル事業を行います。(平成24年度、平成25年度の2年間) ・法人後見受任に向けた検討委員会の設置 ・法人後見ケースの地域ニーズ調査 ・市町長申立委員会の設置 ・市民後見人の養成事業 等

③成年後見制度研修会の実施	一般市民をはじめとして地域包括支援センターや民生委員、福祉協力員等を対象に、成年後見制度に関する研修会を開催し、成年後見制度の普及と制度促進の基盤の整備を図ります。
④介護保険事業の充実	在宅で暮らす高齢者の方が、可能な限り自立した生活を営むことができるよう、介護サービスの提供・関連機関との連絡調整を行い、介護保険事業の充実を図ります。
(ア)訪問介護事業の運営	介護を必要とする高齢者・障がい者の方の自宅を訪問し、食事や排泄・入浴などの介助、掃除や洗濯等のサービスを提供します。 ・営業日：年中無休 ・営業時間：7:00～21:00
(イ)通所介護事業の運営	介護を必要とする高齢者・障がい者の方に、入浴・食事・レクリエーション等のサービスを通所介護施設で提供します。 ・営業日：月曜日～土曜日 ・営業時間：9:00～17:00
(ウ)居宅介護支援事業の運営	要介護者の方が、居宅において自立した日常生活を営むために必要な居宅サービス等が適切に受けられるよう、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成や相談援助を行います。 ・営業日：月曜日～金曜日 ・営業時間：8:30～17:00
⑤地域包括支援センター事業の充実	地域で暮らす高齢者の方を介護・医療・福祉など様々な面から総合的に支援します。 ・地域包括支援センター御本丸 ・上河内地域包括支援センター
⑥障がい者生活支援センター事業の充実	日常生活に不安を抱えている在宅の障がい者の方に、障がい福祉サービスの利用支援、地域の社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、専門機関の紹介などを行いながら、身近な地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、自立生活を支援するとともに社会参加を推進します。 ・相談支援事業【新規事業】 障がい児者の福祉サービス等利用計画についての相談及びプラン作成などの、ケアマネジメントを行います。
⑦福祉車両貸出サービス事業の推進	身体機能の低下や障がい等で、公共交通機関の利用が困難な方の外出を支援するため、車いすごと乗車できる福祉車両を貸出します。 ・利用回数 月2回で、1回につき2日まで
⑧車いす等福祉機器・機材の貸出事業の推進	市民を対象に、一時的に車いす等の利用が必要な方に貸出を行います。
⑨移送サービス事業の推進	在宅の重度障がい児者及び介護認定を受けた方等を対象に、病院に通院するための送迎を有償で行います。
⑩在宅介護者のつどいの推進	在宅で高齢者や障がい者の介護にあたっている方々に対し、在宅サービスの情報提供を行い、介護疲れを軽減し、相互の交流、心身のリフレッシュを図ります。
⑪福祉理美容出張補助サービス事業の推進	理美容店に向くのが困難な在宅の高齢者で、理美容の出張サービスを希望する方に、福祉理美容出張サービスの出張補助券を提供します。 (年間6枚までの補助券交付)
⑫ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業の推進	おおむね70歳以上のひとり暮らしの高齢者の自宅を定期的に訪問し、乳酸菌飲料を手渡すなどの方法により、安否を確認します。
⑬福祉機器・介護用品展示室の開設	要介護高齢者等の日常生活の向上や介護者の介護の軽減を図るための、福祉機器及び介護用品の情報を提供するため、福祉機器・介護用品展示室を常設します。 ・福祉機器の情報提供 ・介護用品の情報提供 開設日時 月曜日～金曜日 8:30～17:15
⑭社会福祉資金貸付事業	緊急もしくは一時的に生活費等に支障をきたした世帯に資金を貸し付けます。 ・貸付対象：市内に6ヶ月以上居住している方 ・貸付限度額：50,000円以内 ・貸付利子：無利子 ・連帯保証人：1人

<p>⑮生活福祉資金等貸付事業の実施 【県社協委託事業】</p>	<p>低所得者等、日常生活全般に困難を抱えている世帯に対して、継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金の種類 <ul style="list-style-type: none"> 総合支援資金 福祉資金、教育支援資金 不動産担保型生活資金 臨時特例つなぎ資金
--------------------------------------	--

3. 地域で支えあうまちづくり

(1) 共に支えあう地域づくり

基本施策 / 事業	内 容
①コミュニティワークの推進	地区社会福祉協議会において実施している地域福祉事業の推進を支援するために、各ブロックごとに市社会福祉協議会の地区担当者(コミュニティワーカー)を配置し、よりきめ細かな小地域福祉活動の支援を行い、安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。
②地区社会福祉協議会支援の充実	地区社会福祉協議会で実施するふれあい・いきいきサロン事業や安心・安全情報キット配付事業などの地域福祉事業を推進するため、コミュニティワーカーが中心となり、地域の自治会・民生委員児童委員協議会・まちづくり推進協議会・地域包括支援センター等、関係機関・団体と連携しながら支援します。
③ふれあい・いきいきサロン事業の推進	地域住民が地域の中で健康で楽しく生きいきと暮らしていけるように、仲間づくりや生きがいづくりの場(サロン)を、小地域で設置できるよう、関係機関、団体等と連携しながら、事業の推進を図ります。
④安心・安全情報キット配付事業の推進	ひとり暮らし高齢者や障がい者世帯などを対象に、関係機関、団体等と連携しながら、対象者本人の情報を記載したシートを筒の中に収納する情報キットを配付し、緊急時における速やかな対応に繋げ、配付後は福祉協力員が見守り活動を行うことで、対象者の不安の軽減や緊急時の早期対応を図る事業を推進します。
⑤ひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業の充実	地区社会福祉協議会が実施主体となり、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者の方々を対象に定期的に会食会などを開催し、孤独感の解消を図るとともに、住民どうしの交流を促進します。
⑥自治会・民生委員児童委員協議会・まちづくり推進協議会・地域包括支援センター等関係機関等の連携・協働の推進	市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会が取り組む地域福祉事業や活動において、自治会・民生委員児童委員協議会・まちづくり協議会・地域包括支援センターなどの関係機関・団体との連携・協働体制を推進します。
⑦福祉団体・福祉施設の連携・協働の推進	市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会が取り組む地域福祉事業や活動において、老人クラブや障害者福祉会連合会、また、高齢者・障がい者・児童福祉施設などの関係団体・施設との連携・協働体制を推進します。
⑧まちづくりセンター等市民活動機関との連携・協働の推進	市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会が取り組むボランティア事業等において、まちづくりセンターなどの関係機関・団体との連携・協働体制を推進します。
⑨ボランティアセンター機能の充実	
(ア)ボランティアの相談・登録・調整	ボランティアに関する相談に応じるとともに、個人や団体の登録受付を行い、ボランティアを必要とする人と活動を希望する人の調整を行います。
(イ)ボランティア団体への活動支援の推進	ボランティア団体が独自に開催する研修会への支援などを行い、ボランティア個人の資質の向上や団体が円滑に活動できるよう支援します。
(ウ)中間支援組織との連携強化	まちづくりセンターなどの中間支援組織との連携を強化します。
(エ)ボランティア研修会の開催	登録しているボランティア団体・個人を対象に、研修会を開催します。(H26.3月)

⑩災害ボランティアセンター機能の充実	「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」に基づき、災害ボランティア養成講座や各種訓練等を随時行いながら、地域住民の防災意識の高揚と災害時におけるボランティア活動への理解を促進するとともに、災害ボランティアセンターの機能強化を図ります。
(ア)災害ボランティアセンター運営訓練の実施	市が主催する防災訓練に災害ボランティアとともに参加し、災害時に備えた訓練と、災害ボランティアセンター運営訓練を行います。
(イ)災害情報の収集・発信	災害情報を広く収集し、市民に対し発信します。
(ウ)災害ボランティアフォローアップ研修	災害ボランティア登録者を対象に、フォローアップ研修を開催します。 (H26.1月/全1回)
⑪ファミリーケアサービス事業の充実	日常生活を営むうえで支援を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦などに必要な家事援助サービスを提供します。 ・提供日 月曜日～金曜日 9:00～17:00

(2)市民の主体的な地域活動への支援

基本施策／事業	内 容
①小地域福祉活動計画策定の検討 【新規事業】	より身近な地域の生活・福祉課題の把握、また課題解決の方向性を示していくため、市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会が連携・協働して各地区ごとの小地域福祉活動計画の策定を検討します。
②福祉協力員制度の推進	福祉に関する問題や悩み・不安や孤独感を抱えている方々に対して、住み慣れた地域で共に暮らす住民として、見守りや声かけを行うなど「住民相互の支えあい運動」を促進する福祉協力員活動の充実を図ります。
③社会福祉協議会会員制度の充実	会員を募集することにより、福祉に対する理解の促進を図り、自主財源となる会費を納入していただくことにより、地域福祉事業の推進に努めます。
④ぎんなん基金事業の充実	ぎんなん基金の積極的な寄附金の受け入れを行うほか、既存募金箱設置場所の定期訪問及び新規作成募金箱への交換並びに新たな募金箱設置場所の開拓を行います。 また、ぎんなん基金を国債及び県債等により、適切に運用します。
⑤善意銀行事業の促進	市民の方々からお預かりした善意の物品や金品を、日常生活を営むうえで必要としている方々や福祉施設・事業所などに拠出するとともに、使用済み切手やプルタブなどを収集、換金し、貸出用車いすなどの整備に充てるなど、住民どうしの支えあい、助けあい活動を促進します。
(ア)金銭・物品の預託・払出し	市民からの善意の金品の預託を受け、必要とする個人・施設等に払出しを行い、活用します。
(イ)収集物品の預託	使用済み切手、プルタブ、エコキャップ等の預託を受けます。
(ウ)火災見舞金の交付	火災全焼世帯を対象に、見舞金を交付します。 (1世帯10,000円)
⑥敬老会事業の充実	多年にわたり地域社会に貢献してきた高齢者(75歳以上)を対象に、記念品の贈呈や地域ぐるみで式典を開催するなど、市、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会が共催で敬老会事業の充実を図ります。

4. 指定管理施設等の管理・経営

(1) 指定管理施設の管理・経営

基本施策 / 事業	内 容
<p>①老人福祉センターの管理・経営(5施設)</p> <p>(ア)ことぶき会館 (イ)ふれあい荘 (ウ)やすらぎ荘 (エ)すこやか荘 (オ)上河内</p>	<p>各老人福祉センターの効果的・効率的な管理・経営に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進・教養向上事業 ・生活相談・健康相談事業 ・老人福祉センター文化祭 等 <p>開館時間 9:30～16:00 9:00～16:00(上河内)</p> <p>ことぶき会館 休館日 月曜日・国民の祝日・年末年始</p> <p>ふれあい荘 休館日 日曜日・国民の祝日の翌日・年末年始</p> <p>やすらぎ荘 休館日 水曜日・国民の祝日・年末年始</p> <p>すこやか荘 休館日 日曜日・国民の祝日の翌日・年末年始</p> <p>上河内 休館日 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始</p>
<p>②地域活動支援センターの管理・経営 (3施設)</p> <p>(ア)雀の宮作業所 (イ)若草作業所</p> <p>(ウ)障がい者福祉センター</p>	<p>各地域活動支援センターの効果的・効率的な管理・経営に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会参加促進事業 野外レクリエーション(年2回) 社会見学(年2回) ・地域に根ざした活動 地域での各種祭典等に参加(年5回) ・文化教養講座 健康講座 茶話会(年2回) ・健康づくりのための行事参加 スポーツ大会への参加(年2回) <p>開館時間 8:30～17:15 休館日 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始</p> <p>・地域活動支援センター事業(在宅障がい者の通所による日常生活の支援)</p> <p>・講座事業(15講座を実施)</p> <p>・障がい者福祉センター事業(医療・生活相談、センター交流会、福祉図書の貸出し等)</p> <p>・施設広報紙の発行</p> <p>開館時間 8:30～17:15 休館日 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始</p>
<p>③総合福祉センターの管理・経営(2施設)</p> <p>(ア)宇都宮市総合福祉センター (イ)河内総合福祉センター</p>	<p>各総合福祉センターの効果的・効率的な管理・経営に努めます。</p> <p>地域福祉活動の拠点として、福祉情報の提供や活動場所の提供を通して、地域福祉活動の増進に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアグループ等への会議室・研修室の貸出 ・福祉情報の提供 等 <p>宇都宮市総合福祉センター 開館時間 9:00～21:00 休館日 年末年始(12/29-1/3)</p> <p>河内総合福祉センター 開館時間 9:30～16:30 休館日 月曜日・国民の祝日・年末年始(12/27-1/4)</p>
<p>④茂原健康交流センターの管理・経営 (1施設)</p>	<p>茂原健康交流センターの効果的・効率的な管理・経営に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり講座事業 ・高齢者生きがい講座 ・感謝イベント 等 <p>開館時間 10:00～21:00 休館日 月曜日・年末年始</p>

(2)市からの受託事業の実施

基本施策 / 事業	内 容						
①障がい者生活支援センター事業の実施	障がいのある方が、在宅で安心して生活が送れるよう、様々な相談に応じながら支援を行います。						
(ア)総合福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における相談事業 ・各種福祉サービスの利用援助 						
②地域包括支援センター事業の実施	地域で暮らす高齢者の方を介護・医療・福祉など様々な面から総合的に支援します。						
(ア)地域包括支援センター御本丸 (イ)上河内地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的マネジメント ・介護予防マネジメント ・介護予防事業 等 						
③日中一時支援事業の実施	障がい児者の方に、家庭や学校以外での社会生活訓練、余暇活動を通じた協調性・社会性などの習得の場を提供することにより、将来の自立を見据えた健全育成を支援するとともに、保護者の負担軽減を図ります。						
(ア)日中一時支援事業(すずめ) (イ)日中一時支援事業(うだい) (ウ)日中一時支援事業(かわち)	<ul style="list-style-type: none"> ・野外レクリエーション ・季節のイベント(毎月) 等 						
④身体障がい者福祉バス事業の実施	障がいのある方の社会参加を促進するため、身体障がい者福祉バス「友愛号」を運行します。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用対象者 市内に居住する障がい児者及びその介護者等 ・利用の範囲 機能回復訓練、研修会等 ・乗車定員 32名まで(車イス2台可) ・運行の範囲 1日の走行距離、おおむね200km以内 						
⑤奉仕員養成講座の実施	地域で活動できる各種奉仕員の養成講座を実施します。						
(ア)手話奉仕員養成講座 (イ)点訳奉仕員養成講座 (ウ)音訳奉仕員養成講座	<table border="0"> <tr> <td>手話奉仕員養成講座</td> <td>全41回</td> </tr> <tr> <td>点訳奉仕員養成講座</td> <td>全40回</td> </tr> <tr> <td>音訳奉仕員養成講座</td> <td>全35回</td> </tr> </table>	手話奉仕員養成講座	全41回	点訳奉仕員養成講座	全40回	音訳奉仕員養成講座	全35回
手話奉仕員養成講座	全41回						
点訳奉仕員養成講座	全40回						
音訳奉仕員養成講座	全35回						
⑥要約筆記者派遣事業の実施	聴覚障がい等により文字による通訳が必要な方を対象に、要約筆記者を派遣します。						
⑦移動支援事業の実施	屋外への移動が困難な障がい児者の通院や余暇活動等の社会参加のために、訪問介護員が外出の支援を行います。						